



# 離婚給付契約公正証書

(財産分与)

第■条 Aは、Bに対し、本件離婚に伴う財産分与として、  
Aが株式会社□□□□□を退職し、株式会社□□□□□から支払われた退職金の3分の1の金員を、支給を受けた日から30日限り、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うことを誓約する。支払いに要する費用は、Aの負担とする。